

大湊村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

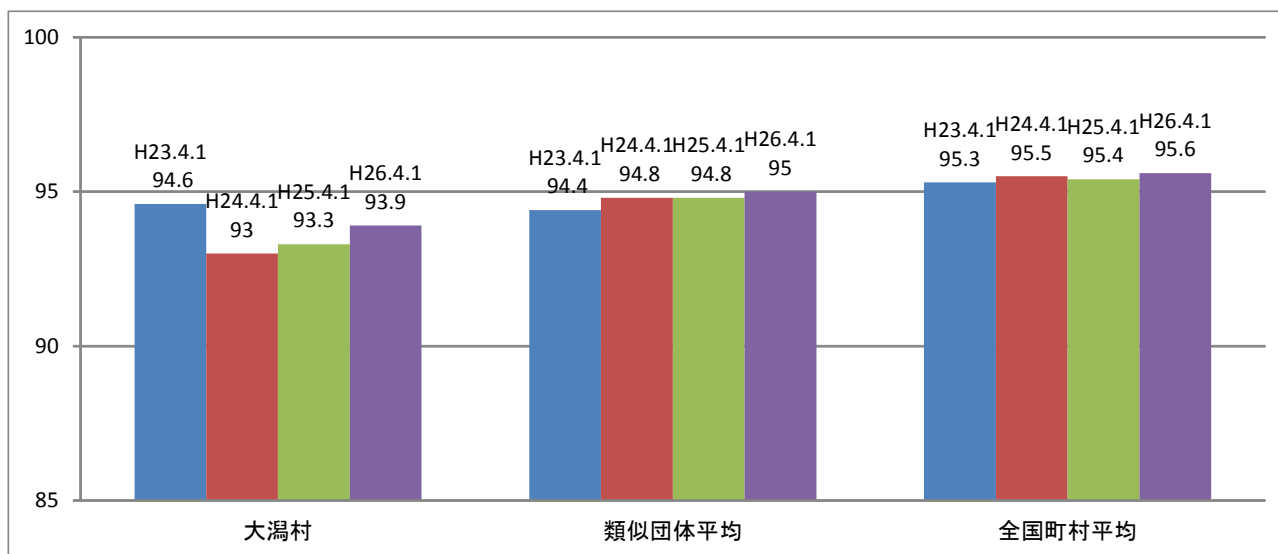
区 分	住民基本台帳人口 (H26.1.1現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 3,288	千円 6,071,949	千円 171,503	千円 512,644	% 8.4	% 7.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 56	千円 195,318	千円 42,311	千円 68,476	千円 306,105	千円 5,669	千円 5,382

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し〔未実施〕

未実施の理由：秋田県人事委員会勧告に基づき、未実施。

② 地域手当の見直し〔支給対象地域なし〕

③ その他の見直し〔なし〕

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大潟村	40.0歳	279,948円	322,337円	304,437円
秋田県	43.2歳	339,975円	405,131円	373,463円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	41.6歳	303,591円	344,539円	332,748円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区分		大潟村	秋田県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	137,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

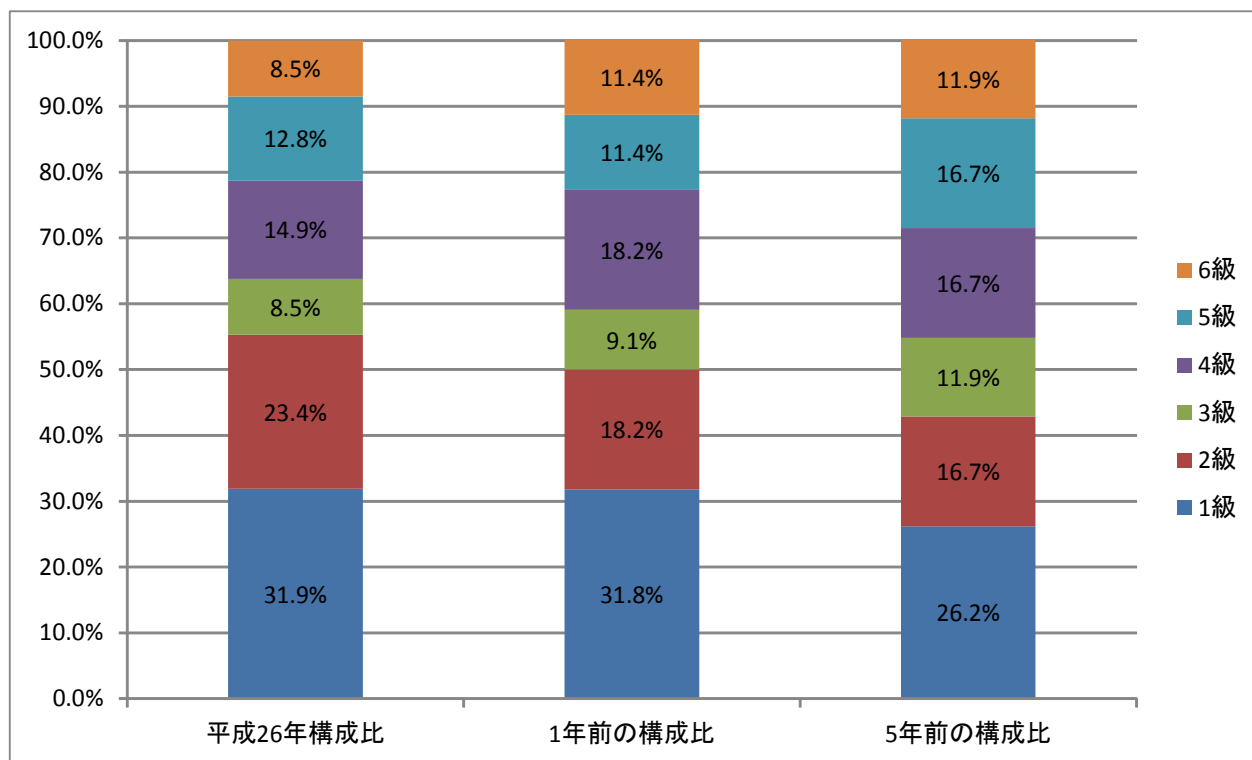
区分		経験年数10～15年	経験年数20～25年	経験年数30～35年
一般行政職	大学卒	243,666円	342,500円	389,598円
	高校卒	—円	—円	407,800円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給給料月額
1 級	主事、技師、保育士	15 人	31.9 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主任、主任保育士	11 人	23.4 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主査、主査保育士	4 人	8.5 %	222,900 円	354,700 円
4 級	課長補佐、室長補佐、教育次長補佐、館長補佐、園長補佐、所長補佐、事務長補佐	7 人	14.9 %	261,900 円	388,300 円
5 級	局長、室長、館長、園長、所長、事務長、主席課長補佐、主席教育次長補佐	6 人	12.8 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課長、教育次長	4 人	8.5 %	320,600 円	422,600 円

- (注) 1 大潟村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績証明（一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第26条）に基づき、昇給決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 潟 村	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,189千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,621千円	—
（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日に在職する職員に対し、基準日6カ月以内の期間における職員の勤務状況等に基づき支給した。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

大 潟 村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額	—千円	16,056千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	10,802千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	196千円
支給実績（24年度決算）	10,324千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	181千円

(4) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度一般会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度一般会計決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養1人につき 6,500円 配偶者なしの職員で1人目 11,000円 配偶者非扶養で1人目 6,500円 16歳年度当初～22歳年度末の子の加算 5,000円	同	無	千円 5,958	円 212,785
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 限度額27,000円	同	無	千円 2,824	円 176,500
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 自家用車等利用 限度額24,500円	同	無	千円 2,801	円 121,782
管理職手当	行政5級・医療(1)4級 給料月額6% 行政6級 給料月額8%	異	国は定額	千円 3,072	円 307,200
寒冷地手当	世帯区分により11～3月に支給 1)世帯主である職員 扶養親族のある職員 17,800円 扶養のない職員 10,200円 2)その他の職員 7,360円	同	—	千円 3,435	円 62,454
管理職員特別勤務手当	1回につき 10,000円 6時間以上の場合 15,000円	同	—	千円 30	円 30,000

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	620,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 820,000円 / 458,500円
	副 村 長	587,000 円	647,000円 / 421,500円
報 酬	議 長	237,000 円	310,000円 / 171,100円
	副 議 長	212,000 円	251,000円 / 119,000円
	議 員	199,000 円	230,000円 / 100,000円
期 末 手 当	村 長	(25年度支給割合) 2.90 月分	
	副 村 長	(25年度支給割合) 2.90 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 村 長	$620,000 \times \text{勤続月数} \times 0.47$	13,987,200 円 任期毎
	備 考	$587,000 \times \text{勤続月数} \times 0.28$	7,889,280 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

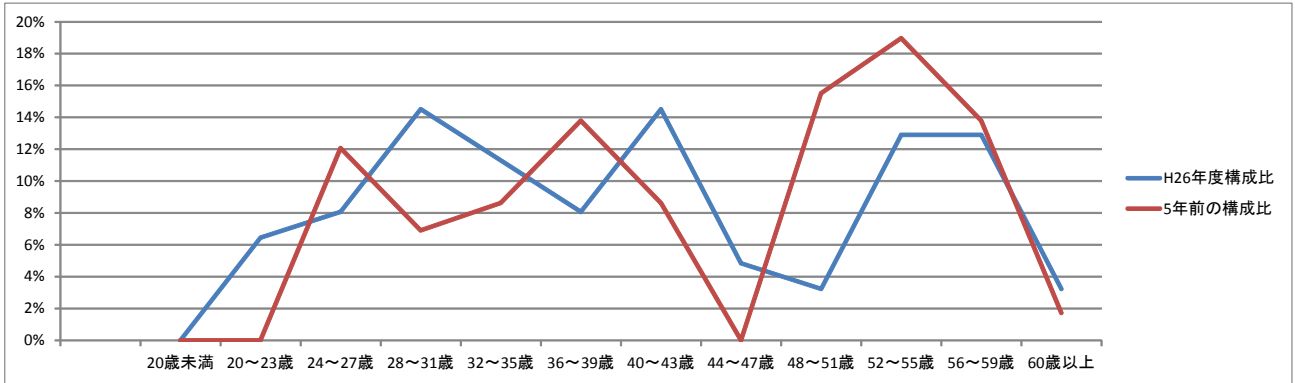
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	育児休業職員対応のため増 育児休業職員対応のため増 保健師退職に伴う前倒し採用のため増
		総 務	15	16	1	
		税 務	2	2	0	
		民 生	7	8	1	
		衛 生	8	9	1	
		農 林	8	8	0	
		商 工	1	1	0	
	土 木	1	1	0		
		計	43	46	3	
		教育部門	12	11	1	育児休業復帰のため減
	消防部門	-	-	-		
	小 計	55	57	3		
公 會 計 企 業 門 等	水 道	0	0	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	5	5	0		
合 計		60	62	2		
		[61]	[61]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	5人	9人	7人	5人	9人	3人	2人	8人	8人	2人	62人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減(率)
一般行政		41	41	41	41	43	46	5(12.2%)
教育		12	12	11	11	12	11	-1(-8.3%)
消防		-	-	-	-	-	-	-
普通会計 計		53	53	52	52	55	57	4(7.5%)
公営企業会計 計		5	5	6	6	5	5	0
総合計		58	58	58	58	60	62	4(6.9%)

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考)23年度の総費用に占める職員給与費比率
25年度	千円 73,178	千円 6,995	千円 4,557	% 6.23	% 6.65

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)全国市町村一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 1	千円	千円	千円	千円	千円	千円 6,093

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。
 3 個人が特定されるものについては、公表しない。(職員2名以下)